

# 地域おこし協力隊にかかる整理について

## ○制度概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

## ○総務省の支援:

### ◎特別交付税により財政支援

- ①地域おこし協力隊員の活動に要する経費: 隊員1人あたり400万円上限  
(報償費等250万円[\*]、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)150万円)※隊員のスキルや地理的条件等を考慮
- ②地域おこし協力隊員等の起業に要する経費: 最終年次又は任期終了翌年に起業する者1人あたり100万円上限
- ③地域おこし協力隊員の募集等に要する経費: 1団体あたり200万円上限

## 日高村において...

### <村全体の課題>

・地域の活性化に資する団体への支援や、農産物の活性、基幹産業や伝統産業の振興

### <活用にかかる課題>

・住居の確保、地域との交流、雇用の確保

### <手続きにかかる課題>

・活動費の都度処理にかかる事務の負担  
(協力隊員からの報告や支出の調整などの協力隊の負担の軽減)

## 解決するために

・役場外に活動拠点を。⇒定住や雇用の確保につなげる。

・柔軟な取り組み実施。活動拠点となる団体が労働環境の整備等を実施することで、事務手続きの負担軽減が可能。

## 役場外を活動拠点とする根拠

日高村地域おこし協力隊設置要綱 抜粋

第3条「支援団体への事業の委託」

村長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の活動のための支援並びに地域協力活動の調整及び支援を行なうことができると認められる団体(以下「支援団体」という。)に本事業の業務の一部を委託できるものとする。

第12条「村の役割」

村は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 地域おこし協力隊の事業計画の作成への協力
- (2) 地域協力活動に関するコーディネート
- (3) 調整及び住民への周知
- (4) 地域協力活動終了後の定住支援
- (5) その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なこと

JOIN (H28実施アンケート結果 N=1374)

(活動拠点場所について)

1位 役所の庁舎内 53%

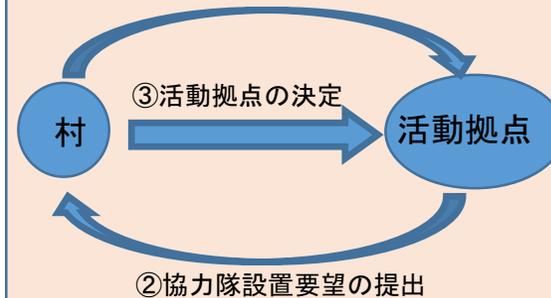
2位 民間の企業・機関の事務所内 17%

(役場外を拠点にした取り組みはすでに全国的に実施されている)

地域おこし協力隊の一連の流れ

<採用前>

①協力隊と協力して課題解決する団体の募集

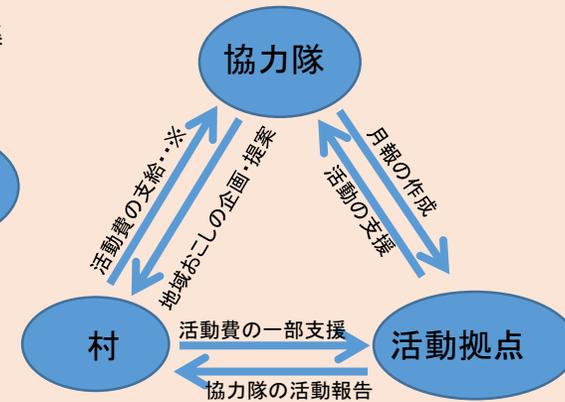


④認定後



※書類選考・面接については、活動先ということで、関わっていただきます。

<採用後>



## 地域おこし協力隊の補助金について

地域おこし協力隊活動補助金として、ミッション型と提案型に分けて交付する。

### 【ミッション型】

地域おこし協力隊の地域協力活動の年間プログラムを作成して貰い、地域協力活動全体を把握する。この地域協力活動というのは基本的には企業の活性化に繋がるものであるが、副次的効果により村の活性化も見込める為、地域協力活動を行うにあたって、上限額を設定し一部を補助するものである。

### 【提案型】

協力隊が活動計画の他に、活動をしていく中でやりたいことが発生した場合、村としてその活動の有用性が認められるときに、活動の補助(基本的には100%補助であるが、共催等100%であることが望ましくない場合は別途協議を行うものとする。)を行う。